

## 指定学校変更許可基準

## 【概要】

市では、小・中学校の通学区域について規則で定めていますが、下記に該当するときは保護者の申し立てにより、教育委員会が指定した就学すべき学校(指定学校)を変更することができる場合があります。

## 【対象一覧】

対象種類	該当学年	許可基準	許可期限	添付書類
最終学年	小学6年生 中学3年生	最終学年途中で転居・転出し、通学上および指導上支障がない場合	卒業まで	
学期途中	小学1～5年生 中学1～2年生	学期途中で転居・転出し、通学上および指導上支障がない場合	学期末まで	
住宅新築 および 転居予定	全学年	・家屋登記、住宅ローンなどの融資手続のため住民票のみ移動した場合 ・自宅の新築およびマンション・アパートの入居などによる転入、転居予定があり、通学に支障がない場合	入居予定日まで	次のいずれか ・建築確認書 ・工事請負契約書 ・売買契約書 ・賃貸契約書 ・完成引渡し証明書
両親共働き等 留守家庭	全学年	保護者が共働き等により留守になる家庭で、祖父母等の家から就学する場合	事由の存在する期間 (年度更新が必要)	次のいずれか ・勤務証明書 ・営業証明書
身体的および 精神的理由	全学年	・身体的理由で、通学途中の安全確保のため、指定学校以外の学校に就学する場合 ・指定学校への就学が児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼすと認められる場合	事由の存在する期間	身体的理由の場合 ・医師の証明書 精神的理由の場合 ・学校長の意見書
家庭の事情により、住所移動できない者	全学年	行田市内に居住していることが証明された場合	住民登録が行われるまで	次のいずれか ・賃貸契約書 ・民生委員・児童委員が記載した居住証明書
特別支援学級に入級する者	全学年	指定学校に該当する特別支援学級がない場合	卒業まで	
地域的事情	全学年	教育委員会が、指定学校の変更を認めている地域（許容地域）	卒業まで	

※許容地域

- ・東小又は桜ヶ丘小の選択(田幡、林、富士見東部、富士見中央自治会の一部)
- ・長野中又は見沼中の選択(大字斎条、大字和田の一部)
- ・忍中又は西中の選択(持田地区の一部)
- ・大字北河原 ・大字酒巻 ・大字須加 ・大字下中条